

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 平成30年2月2日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 第16回 チャリティー芸能祭 開催のお知らせ
- (3) 平成29年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内「

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月25日（木）～1月31日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	14件	130,993円
内訳			
自由預託金		7件	69,955円
指定預託金（東日本大震災義援金）		1件	3,500円
チャリティーボックス募金		4件	26,817円
年末たすけあい募金		1件	27,157円
一般寄付金		1件	3,564円

今週の主な寄付は、有限会社第三精密工業様から「年末助け合い」として呼びかけて寄せられた募金27,157円をご寄付いただきました。

その他、豊川市の青柳歯科様から設置頂いていますチャリティーボックスで、患者の方が入れて頂いた募金12,914円を寄せて頂きました。本行では地元の福祉活動のために活用します。

なお、チャリティーボックスを置いて下さる方を募集しております。特別に用意することはありません。設置して下さる方は本行に声をかけて下さい。

○品物の寄付は、書き損じはがき、お米等、合計16件ありました。

アルミ缶・牛乳パック・書き損じはがきは本行で地元福祉のために活用し、お米等食品等は地元の福祉施設等へご案内させていただきました。

(2) 「第16回 チャリティー芸能祭」 開催のお知らせ

福祉施設などへ演芸慰問ボランティア活動を実施している団体が集まり、「第16回チャリティー芸能祭」が3月11日（日）10時30分から豊橋市公会堂で開催されます。舞踊や民謡など、様々な団体が出演し、日頃研鑽の芸を披露されます。チケットは1枚1,000円で、参加団体及び本行で取扱います。収益金は豊橋善意銀行にご寄付いただき、地域の福祉活動へと活用させていただきます。

(3) 平成29年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

平成29年中に、豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。